

2008年6月30日

横浜市交通事業管理者
池田輝政様

横浜交通労働組合
執行委員長 大槻一太郎

時間外労働及び休日労働に関する協定期間の見直し

当局と締結している時間外労働及び休日労働に関する協定については、8月1日から1年となっていましたが、2008年8月より1ヶ月単位とします。

交 職 4 4 4 号

平成 20年 7月15日

横浜交通労働組合

執行委員長 大槻 一太郎 様

横浜市交通事業管理者

池田 輝政



時間外労働及び休日労働に関する協定期間の見直しについて（依頼）

平成20年6月30日、「当局と締結している時間外労働及び休日労働に関する協定については、8月1日から1年となっていましたが、2008年8月より1ヶ月単位とします。」との文書を頂いたところですが、変更する必要がないと考えますので、従前どおり1年単位での「時間外労働及び休日労働に関する協定」の締結をお願いします。